

利根川流域別下水道整備総合計画の変更

1 計画の概要

環境基本法および下水道法に基づいて策定する、利根川流域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する総合的な基本計画である。

定めるべき事項（下水道法第2条第2項）

- 1) 下水道の整備に関する基本方針
- 2) 下水道により下水を排除し、および処理すべき区域
- 3) 2)の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造および能力
- 4) 2)の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位

2 変更理由

令和6年12月、国が基本方針を見直し、各県の利根川本川へ流して良い負荷量※の目標値が示されたことから見直しを行う。

※負荷量：水域に流れ込む汚れの量

本計画においてはBOD（生物化学的酸素要求量）の数値

【表-1 目標負荷量の各県配分】

	群馬県	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県
目標負荷量(t/日)	7.9	4.1	4.1	0.6	3.5



【図-1 利根川流域の範囲】

*図-1のとおり、本県は利根川に水が流れ込む土地の面積（流域面積）が大きいため、目標負荷量は大きい値となっている

3 検討内容

- ① 計画の基準年を令和3年度、目標年を令和33年度に設定する。（国の基本方針と整合）
- ② 基準年における本県の人口、産業、土地利用状況等のデータから計算を行った結果、本県から利根川本川へ流れ出る負荷量（流出負荷量）は11.7t/日であり、目標年に向けて3.8t/日削減する必要がある。

利根川本川への流出負荷量 (t/日)

基準年 (R3)
11.7t/日

3.8t/日 削減

目標年 (R33)
7.9t/日 (目標負荷量)

- ③ 目標年に向けて流出負荷量を削減するために必要な下水道の整備を検討した。
(処理区域の設定および施設の統廃合、処理人口、処理水量、処理方式、処理水質等)

4 検討結果

検討結果を下水道法施行規則第1条に基づき別紙の計画書にとりまとめた。

※計画書では前回計画内容（H23.3策定におけるH38目標値）を赤字、今回計画内容を黒字で記載している。

今回計画における目標年に向けて主な下水道整備内容は以下のとおり。

下水道整備目標 (R33)

処理人口：約113万人 (基準年(R3)から+約16万人)

処理水量：^(日最大)約60万m³/日 (基準年(R3)から+約9万m³/日)

処理面積：約4万ha (基準年(R3)から+約1万ha)

上記に示す下水道整備により、本県から利根川本川への流出負荷量が目標値（7.9t/日）以下に削減され、県内の環境基準点で水質環境基準を達成・維持できる見込みである。

本計画に基づき、群馬県内の下水道整備を推進していく。